

(1号用紙)

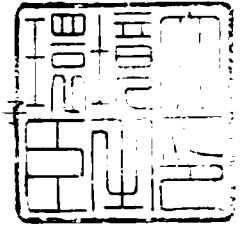
環南関許第050817002号

平成17年 8 月17日

筑波大学陸域環境研究センター長
田中正 殿

環境大臣

小池百合子



自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項及び第14条第3項の規定に基づき、
貴殿の次の申請に係る行為を許可する。

国立公園名 富士箱根伊豆国立公園

地 域 特別保護地区及び第2種特別地域

申請年月日 平成17年7月19日

行為の種類 土石の採取

(裏面に続く)

17委庁財第4の677号

筑波大学陸域環境研究センター

講師 山中 勤

平成17年7月7日付けで申請のあった特別名勝富士山の現状変更（土壌採取）を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項の規定によって許可します。

ただし、実施に当たっては、山梨県教育委員会の指示を受けてください。

平成17年 7. 月 29 日

文化庁長官

河 合 隼 雄



山梨県指令富東吉林第1410号

筑波大学陸域環境研究センター

平成17年7月7日付けで申請のあった恩賜県有財産内への入山については次の条件を付して許可する。

平成17年7月15日

山梨県知事 山本栄彦

(許可する恩賜県有財産の所在地)

第1条 許可する恩賜県有財産の所在地は、次のとおりとする。

富士吉田市上吉田字鳥居木前5598外
恩賜県有財産 第15林班外わ5小班外

(入山目的)

第2条 入山者は、富士山北斜面における土壌水安定同位体組成の高度分布に関する学術調査のため入山するものとし、この目的以外に入山してはならない。

(入山者)

第3条 入山者は、山中 勤外15名とする。

(入山期間)

第4条 入山期間は、平成17年9月2日～平成17年9月3日までとする。

(指令書の携帯)

第5条 本指令書は、必ず現場責任者が携帯しなければならない。

(試料の採取)

第6条 試料の採取については、ステンレス製採土管(直径5cm・長さ30cm)を深さ1mまで打ち込み土壌を採取するものとし採取量は必要最小限とし、採取箇所は別紙の4地点とする。

(禁止行為等)

第7条 入山者は、第6条で認められた採取以外は草木及び溶岩の採取、損傷並びに土地の形状を変更してはならない。

(火災の予防等)

第8条 入山者は、火災の予防並びに入山地域内の美化には十分注意すること。

(届出義務)

第9条 入山者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに届出なければならない。

(1) 事故等により入山地域内に異常を生じたとき。

(2) 入山者・入山期間に変更が生じたとき。

(損害賠償)

第10条 入山者は、この許可条件に違反してその義務を怠ったために県に与へた損害について、その賠償の責に応じなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 この許可条件に違反したときは、直ちに許可を取り消す。また、この許可の取り消しにより入山者が損害を被ることがあっても、県はその賠償の責任を負わない。

(その他)

第12条 本件は入山許可であるため、山梨県は事故について一切の責任を負わない。

第13条 他法令による許認可が必要な場合は、その許可を得てから入山すること。

第14条 県有林内に幕営してはならない。

第15条 入山の際は一般入山者の支障にならないこと。

富恩組第356号
平成17年7月14日

筑波大学陸域環境研究センター
水循環研究室
講師 山中 勤 殿

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合
組合長 堀内拓三

入会地への入山について（許可）

平成17年7月7日付けで申請のあったこのことについて、次の条件をつけて許可します。

条 件

1 場 所	富士吉田市上吉田字5618番地及び 富士吉田市上吉田鳥居木前5598番地 (裏図面に朱色で示すところ)
2 目 的	富士山北斜面における土壌水安定同位体組成の高度分布に関する学術検査のため土壌採取 ※別紙計画書のとおり
3 期 間	平成17年9月2日から平成17年9月3日までの2日間
4 入山者	山中 勤ほか別添名簿の者15人
5	許可する場所は、本組合の入会地であるので、入会住民の入会行為を妨げる行為をしてはならない。
6	許可を受けた者が、入山の目的以外で本組合の入会地及びその毛上物を損傷したときは、すみやかに本組合に届け出て、許可を受けた者の負担する費用で原状回復する。
7	許可が原因し、第三者に損害を与えた場合は、許可を受けた者が解決する。
8	許可が原因し、許可を受けた者がいかなる損害を被ろうとも、本組合は一切の責任を負わない。
9	許可する場所に他の権原を有する者がある場合は、その者の権原に服する。
10	次の各号の一に該当するときは、この許可を取り消し、許可を受けた者のこれによる損失は補償しない。 ① 国、本組合又は他の公共団体において、公用又は公共用に供するための必要を生じたとき。 ② この許可の条件に違反したとき。

土地監理課
電話 0555(22)3355
内線 28

鳴 恩 発 第 5 3 号
平成 1 7 年 7 月 1 9 日

茨城県つくば市天王台 1-1-1
筑波大学陸域環境研究センター水循環研究室
講師 山下 勤 殿

〒401-0320 山梨県南都留郡鳴沢村 3126
鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合
組合長 古屋泰彦



入会地（山梨県恩賜県有財産）への入山について（許可）

平成 1 7 年 7 月 7 日付けで申請のあったこのことについて、次の条件をつけて許可します。

条 件

1 場 所	山梨県南都留郡鳴沢村字富士山 8 5 4 5 - 1 第 2 9 林班ほ 4 小班
2 目 的	富士山北斜面における土壌水安定同位体組成の高度分布に関する学術調査 のための土壌採取
3 期 間	平成 1 7 年 9 月 2 日(金曜日)から平成 1 7 年 9 月 3 日(土曜日)まで 2 日間
4 入山者	山中勤、杉田倫明、飯田真一、岩田拓記、角張順一、李盛源、清水亮介、 涌井久司、岩上翔、阿部正洋、深井慈子、加藤秀和、Byanbakhuu、 原田直幸、塙晃一、山下大地
5 その他	周辺の樹木等を損傷しないこと。
備 考	1 許可する場所は本組合入会地なので、入会住民の入会行為を妨げる行為をしてはならない。 2 入山する際は、関係諸法令等を遵守すること。 3 入会地の自然環境保護に十分に注意すること。 4 次の各号の 1 つに該当する時は、この許可を取り消し、許可を受けた者のこれによる損失は補償しない。 ①本組合又は他の公共団体において、公用又は公共用に供するための必要を生じたとき。 ②この条件に違反したとき